

原管発官28第271号  
平成28年12月20日

原 子 力 規 制 委 員 会  
原 子 力 規 制 庁  
原子力災害対策・核物質防護課長殿

東京電力ホールディングス株式会社

原 子 力 運 営 管 [REDACTED]

[REDACTED]

#### 柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更（読み替え）について

「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成28年12月20日より次回修正までの間、添付資料のとおり一部変更（読み替え）して運用させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

#### 添付資料

- ・ 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以 上

平成28年12月20日  
東京電力ホールディングス株式会社

「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、 “下線” にて明示しています。

頁	読み替え前	読み替え後	理由
II - i	<p>II 図表集</p> <p>別図2-1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図2-2 本社原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p> <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路</p> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路</p> <p>別図2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と発電所所属の原子力防災要員等の非常召集連絡経路</p> <p>別図2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と本社等所属の原子力防災要員の非常召集連絡経路</p> <p>別図2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等</p> <p>別図2-11 原子力防災資機材以外の資機材</p> <p>別図2-12 発電所敷地内の緊急時対策所および応急処置施設</p> <p>別図2-13 発電所敷地内の避難場所と集合場所</p> <p>別図2-14 原子力事業所および原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p> <p>別図3-1 公表内容の伝達経路</p> <p>別表2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準</p> <p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>別表2-4 原子力防災要員の職務と配置</p> <p>別表2-5-1 原子力防災資機材</p> <p>別表2-5-2 原子力防災資機材以外の資機材</p> <p>別表2-6 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表2-7 原子力災害対策活動で使用する施設</p> <p>別表2-8 原子力緊急事態支援組織</p> <p>別表2-9 S P D S 伝送項目一覧</p> <p>別表3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p style="text-align: center;">II - i</p>	<p>II 図表集</p> <p>別図2-1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図2-2 本社原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p> <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路</p> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路</p> <p>別図2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と発電所所属の原子力防災要員等の非常召集連絡経路</p> <p>別図2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と本社等所属の原子力防災要員の非常召集連絡経路</p> <p>別図2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等</p> <p>別図2-11 原子力防災資機材以外の資機材</p> <p>別図2-12 発電所敷地内の緊急時対策所および応急処置施設</p> <p>別図2-13 発電所敷地内の避難場所と集合場所</p> <p>別図2-14 原子力事業所および原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p> <p>別図3-1 公表内容の伝達経路</p> <p>別表2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準</p> <p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>別表2-4 原子力防災要員の職務と配置</p> <p>別表2-5-1 原子力防災資機材</p> <p>別表2-5-2 原子力防災資機材以外の資機材</p> <p>別表2-6 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表2-7 原子力災害対策活動で使用する施設</p> <p>別表2-8 <u>電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織</u></p> <p>別表2-9 S P D S 伝送項目一覧</p> <p>別表3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p style="text-align: center;">II - i</p>	原子力緊急事態支援組織の業務内容等の変更に伴う記載の適正化

頁	読み替え前	読み替え後	理由																																		
II-53	<p style="text-align: center;">別表2-8 原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>9名(組織長、対応要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1"> <tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> <tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> <tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> <tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)	施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場等	要員数	9名(組織長、対応要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	<p style="text-align: center;">別表2-8 <u>電力間協定に基づく</u>原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>21名(所長、支援組織要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1"> <tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> <tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> <tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター 内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> <tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター 内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要員数	21名(所長、支援組織要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター 内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター 内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	<p>原子力緊急事態支援組織の業務内容等の変更に伴う読み替え</p>
実施主体	日本原子力発電株式会社																																				
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)																																				
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場等																																				
要員数	9名(組織長、対応要員)																																				
資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																				
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																				
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内、 又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																				
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																				
実施主体	日本原子力発電株式会社																																				
名称	美浜原子力緊急事態支援センター																																				
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																																				
施設概要	事務所棟、資機材保管庫・車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																																				
要員数	21名(所長、支援組織要員)																																				
資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																				
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																				
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター 内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																				
原子力防災訓練への協力	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場所:日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター 内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度:操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容:遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																				

頁	読み替え前	読み替え後	理由																																											
II-53	<p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> <th>保 管 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">遠隔操作ロボット</td> <td>現場偵察（撮影、放射線測定）用ロボット</td> <td>4台</td> <td rowspan="3">資機材保管スペース</td> </tr> <tr> <td>障害物撤去用ロボット</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>除染用資機材</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数 量	保 管 場 所	遠隔操作ロボット	現場偵察（撮影、放射線測定）用ロボット	4台	資機材保管スペース	障害物撤去用ロボット	1台	除染用資機材	1式		<p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回／年保守点検を行う。また、<u>故障、点検等により必要数が確保できない場合</u>には代替品を補充する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> <th>保 管 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">遠隔操作資機材</td> <td>小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）</td> <td>6台</td> <td rowspan="10">資機材保管庫・車庫棟</td> </tr> <tr> <td>中型ロボット（障害物撤去用）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>無線重機（屋外のがれき等の撤去用）</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>無線ヘリコプター（高所からの偵察）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">現地活動用資機材</td> <td>放射線防護用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>放射線管理、除染用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>作業用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>一般資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬送用車両</td> <td>ワゴン車（要員・軽資機材搬送）</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>大型トラック（重機搬送）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>中型トラック（ロボット搬送等）</td> <td>9台</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数 量	保 管 場 所	遠隔操作資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6台	資機材保管庫・車庫棟	中型ロボット（障害物撤去用）	2台	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3台	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2台	現地活動用資機材	放射線防護用資機材	1式	放射線管理、除染用資機材	1式	作業用資機材	1式	一般資機材	1式	搬送用車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2台	大型トラック（重機搬送）	1台	中型トラック（ロボット搬送等）	9台	原子力緊急事態支援組織の業務内容等の変更に伴う読み替え
分類	名 称	数 量	保 管 場 所																																											
遠隔操作ロボット	現場偵察（撮影、放射線測定）用ロボット	4台	資機材保管スペース																																											
	障害物撤去用ロボット	1台																																												
除染用資機材	1式																																													
分類	名 称	数 量	保 管 場 所																																											
遠隔操作資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6台	資機材保管庫・車庫棟																																											
	中型ロボット（障害物撤去用）	2台																																												
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3台																																												
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2台																																												
現地活動用資機材	放射線防護用資機材	1式																																												
	放射線管理、除染用資機材	1式																																												
	作業用資機材	1式																																												
	一般資機材	1式																																												
搬送用車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2台																																												
	大型トラック（重機搬送）	1台																																												
	中型トラック（ロボット搬送等）	9台																																												

頁	読み替え前	読み替え後	理由																																										
II - 77	<p>別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第3項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>東京電力フェュエル&amp;パワー株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>事故収束活動の支援業務</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>東京電力パワーグリット株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>事故収束活動の支援業務</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>東京電力エナジーパートナー株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>事故収束活動の支援業務</td></tr> </table>	法人の名称	東京電力フェュエル&パワー株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務	法人の名称	東京電力パワーグリット株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務	法人の名称	東京電力エナジーパートナー株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務	<p>別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第3項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>東京電力フェュエル&amp;パワー株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>事故収束活動の支援業務</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>東京電力パワーグリット株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>事故収束活動の支援業務</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>東京電力エナジーパートナー株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td>事故収束活動の支援業務</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>日本原子力緊急事態支援センター株式会社</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>東京都千代田区神田美士代町1-1</td></tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td><td> <p>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援組織要員の派遣</li> <li>・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援</li> <li>・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援</li> <li>・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援</li> </ul> </td></tr> </table>	法人の名称	東京電力フェュエル&パワー株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務	法人の名称	東京電力パワーグリット株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務	法人の名称	東京電力エナジーパートナー株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務	法人の名称	日本原子力緊急事態支援センター株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美士代町1-1	業務の範囲及び実施方法	<p>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援組織要員の派遣</li> <li>・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援</li> <li>・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援</li> <li>・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援</li> </ul>	原子力緊急事態支援組織の業務内容等の変更に伴う読み替え
法人の名称	東京電力フェュエル&パワー株式会社																																												
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																												
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務																																												
法人の名称	東京電力パワーグリット株式会社																																												
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																												
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務																																												
法人の名称	東京電力エナジーパートナー株式会社																																												
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																												
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務																																												
法人の名称	東京電力フェュエル&パワー株式会社																																												
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																												
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務																																												
法人の名称	東京電力パワーグリット株式会社																																												
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																												
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務																																												
法人の名称	東京電力エナジーパートナー株式会社																																												
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																												
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務																																												
法人の名称	日本原子力緊急事態支援センター株式会社																																												
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美士代町1-1																																												
業務の範囲及び実施方法	<p>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援組織要員の派遣</li> <li>・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援</li> <li>・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援</li> <li>・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援</li> </ul>																																												